

様式第19

再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】  
(10kW未満の太陽光発電を除く)

平成 年 月 日 ← 提出日(発送日)を記入

経済産業大臣 殿

(ふりがな)  
提出者 住所 (〒 - )

(ふりがな)  
氏名

(法人番号: )

(法人にあつては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 ( ) -



提出日(発送日)を記入

印鑑証明書と同じ実印

日中に連絡の取れる番号(携帯可)

申請の確認完了には1~2カ月程度かかります。書類に不備があった場合再度申請となり、9月30日の提出期限に間に合わない恐れがあります。余裕を持って6月末を目処に提出されることをおすすめします。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

記載されている書類  
※3ページ目を参照

SまたはAから始まる英数字  
ご不明な場合、記入は不要です

(印鑑証明書や設備所在地などの情報で本人確認されます)

- ・東北電力からの太陽光受給契約確認書
- ・設備認定通知書

再生可能エネルギー発電事業計画の概要		備考
設備ID	A○○○○○○○○○	
設備の所在地(注1)	太陽光発電が設置されている建物・土地の住所	別紙あり
太陽電池の合計出力(kW)(注2)	○.○kW	
風力発電設備の型式番号(注3)	記入不要	
事業区域の面積(m <sup>2</sup> )	○○m <sup>2</sup>	
接続申込み日	平成 年 月 日	記入不要(任意)
接続契約締結日	平成29年3月31日までに運転を開始している場合は不要	
接続契約締結先	東北電力	
電源接続案件募集プロセスへの参加の有無	<input type="checkbox"/> 有(エリア名: ) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
工事費負担金	記入不要(任意) 円(税抜き)	
連系工事期間	記入不要(任意)	

**重要**

パワーコンディショナではなく、太陽電池の合計出力です

- ・東北電力からの技術検討結果

※小数点以下は切り捨てで記入

・屋根…屋根の面積、又はその建造物の土地面積を記入します。

・野立て…**柵塀等で囲われる面積**を記入します。

まだ柵塀を設置していない土地の場合、「今後設置する柵で囲むであろう面積」をご記入ください。分からない場合弊社にご相談ください。

もしお手元に書類がなく、判らない箇所がある場合  
弊社へお問合せください(無料)。

# 10kW以上(全量買取) 事業計画書(2枚目)

**全量2**

お客様ご自身で紙申請

通常は「東北電力」です。  
新電力と個別に買取契約をされている場合、その社名をご記入ください

表をご参考の上ご記入ください

設備認定時期	2012.7.1 ~2013.3.31	2013.4.1 ~2014.3.31	2014.4.1 ~2015.3.31	2015.4.1 ~2015.6.30	2015.7.1 ~2016.3.31	2016.4.1 ~2017.3.31
買取価格(税抜)	40円	36円	32円	29円	27円	24円

複数の設備をお持ちのお客様は、発電所ごとに事業計画書を1部作成し、全てまとめて送付が可能です。「代行提出依頼書」と「印鑑証明書」各1部ずつで構いません。

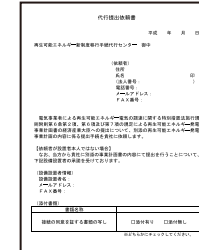
例) 発電所が3カ所ある場合…

事業計画書・3部、代行提出依頼書・1部、印鑑証明書・1部

## 送付物



事業計画書(2枚)



代行提出依頼書



印鑑証明書  
(発行から3ヶ月以内)

## 送付先

〒273-0011

千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階

「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」

特定(買取)契約締結先	東北電力 <input type="checkbox"/> 未定
買取価格(注4)	円/kWh(税抜き) <input type="checkbox"/> 未定
運転開始状況	<input checked="" type="checkbox"/> 運転開始済み
再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。	
事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注5)	<input checked="" type="checkbox"/>
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	<input checked="" type="checkbox"/>
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること(20kW未満の太陽光発電の場合を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/> <b>屋根置きの場合はチェック不要</b>
再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。	<input checked="" type="checkbox"/>
この認定の取得から3年以内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。【10	<input type="checkbox"/> <b>運転開始済のためチェック不要</b>
再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。	<input checked="" type="checkbox"/>
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】	<input type="checkbox"/> <b>地熱発電ではないためチェック不要</b>

### 添付書類

書類名
接続の同意を証する書類(注6) <b>平成29年3月31日までに運転を開始している場合は不要</b>

- (注1) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注2) 太陽光発電設備である場合のみ記載すること。
- (注3) 出力20kW未満の風力発電設備である場合のみ記載すること。
- (注4) 特定(買取)契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注5) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号。以下「改正法」という。)による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

### 備考

- 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

